



# 平成 28 年度和歌山県立産業技術専門学院職業訓練指導員 採用 試 験 案 内

和歌山県人事委員会  
和歌山県商工観光労働部労働政策課

県立産業技術専門学院に勤務する職員を募集します。

- 受付期間 郵送による受付 平成 28 年 8 月 8 日 (月) ~ 9 月 7 日 (水) 消印有効  
持参による受付 平成 28 年 8 月 8 日 (月) ~ 9 月 7 日 (水)
- 第 1 次試験日時 平成 28 年 9 月 24 日 (土) 午前 10 時
- 第 1 次試験場所 和歌山県立田辺産業技術専門学院
- 問い合わせ・受験申し込み 和歌山県商工観光労働部労働政策課  
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1  
電話 073(441)2800

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務場所及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務場所及び主な職務内容
職業訓練指導員 (観光ビジネス科)	1 人程度	田辺産業技術専門学院 (田辺市) における旅行業務及び簿記会計の専門知識、ビジネスマナーなど事務・販売・サービス業に必要な一般知識並びに O A 機器操作などに関する職業訓練指導業務

## 2 受験資格

(1) 昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、以下の資格要件を満たす人。

試験区分	資格要件
職業訓練指導員 (観光ビジネス科)	以下の (1) (2) のいずれかに該当する人 (1) 職業訓練指導員 (観光ビジネス科、流通ビジネス科又は事務科) の免許取得者又は平成 29 年 3 月末日までに免許取得見込みの人 (2) 職業訓練指導員 (情報処理科) の免許取得者又は平成 29 年 3 月末日までに免許取得見込みの人で、かつ日商簿記検定試験 2 級以上の資格取得者又は平成 29 年 3 月末日までに資格取得見込みの人 (注) 上記免許等を取得できなかった場合、この試験に合格しても採用資格を失います。

(2) ただし、次のいずれかに該当する人 (地方公務員法第 16 条に規定する人) は受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(参考) 職業訓練指導員免許は、次の 1 又は 2 を満たす場合等に取得できます。詳しくは、和歌山県商工観光労働部労働政策課へ問い合わせてください。

- 1 観光ビジネス科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科のいずれかの職業訓練指導員免許職種に関する学科 (以下「対象免許職種に関する学科」という。※注) を大学等で修めた者で、教育職員免許法における商業、商業実習、情報又は情報実習についての高等学校教員の普通免許を有する者 (平成 29 年 3 月までの見込み者を含む)

- 2 次のいずれかを満たし、厚生労働大臣の定める講習（各都道府県職業能力開発協会が実施）を受講する者
- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において対象免許職種に関する学科（※注）を修めて卒業し、当該職種に2年以上の実務経験を有する者
  - (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において対象免許職種に関する学科（※注）を修めて卒業し、当該職種に4年以上の実務経験を有する者
  - (3) 対象免許職種に相当する普通課程の職業訓練科の技能照査に合格し、当該職種に6年以上の実務経験を有する者
  - (4) 学校教育法による高等学校において対象免許職種に関する学科（※注）を修めて卒業し、当該職種に7年以上の実務経験を有する者
- （※注 対象免許職種に関する学科については、職業能力開発促進法施行規則 別表第十一を確認してください。）

### 3 試験の方法及び内容

試験種目		配点	内 容
第1次試験	専門試験	400点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（択一式、2時間）
	面接試験	600点	専門的知識及び能力についての個別面接
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 ※検査結果は第2次試験の面接試験の参考資料とします。
第2次試験	教養試験	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（択一式、2時間）
	作文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1時間） 平成26年度の作文課題は、『職業訓練指導員としてあなたが取り組みたいことについて、あなたの考えを述べなさい。』でした。
	面接試験	1000点	人物、能力、性格等についての個別面接

- (1) 試験の内容は、短期大学卒業程度で行います。
- (2) 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。
- (3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりです。

試験区分	出 題 分 野
職業訓練指導員 (観光ビジネス科)	サービス論（サービス企業論、接客知識、応対知識、観光、OA機器）、マーケティング理論（マーケティング論、広告、リサーチ）、安全衛生（安全管理、衛生管理）、旅行（地理・関係法規）、簿記会計（商業簿記、会計学、税務計算）

### 4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成28年9月24日（土） 午前10時	田辺市	平成28年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に郵送で通知します。
第2次試験	平成28年10月22日（土）	和歌山市	平成28年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に郵送で通知します。

- （注）
- 1 第1次試験会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。
  - 2 第1次試験は、午前中に専門試験、午後から面接試験及び適性検査を行います。
  - 3 合格発表は、和歌山県のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）の「新着情報」でもお知らせします。

### 5 受験手続及び受付期間

#### (1) 採用試験申込書の配布場所

- 和歌山産業技術専門学院、田辺産業技術専門学院、和歌山県商工観光労働部労働政策課、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県庁正面玄関サービスステーション、各振興局地域振興部総務県民課
- 採用試験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員採用試験申込書請求」と朱書きの上、140

円切手を貼付し自分の宛先を明記した返信用封筒（角形2号 縦 33 cm×横 24 cm程度の大きさのもの）を必ず同封して、和歌山県商工観光労働部労働政策課あて請求してください。  
○また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から採用試験申込書を印刷することも可能です。

## (2) 申込方法

次の書類を和歌山県商工観光労働部労働政策課へ郵送するか、直接持参してください。

ア 採用試験申込書（指定様式：**必要事項を記入し、顔写真を貼付**してください。） 1 通

イ 職業訓練指導員免許取得者は、免許の写し 1 通

ウ 日商簿記2級以上取得者は、合格証書の写し 1 通

エ 職業訓練指導員免許取得見込みの者は、取得要件を確認できる以下の書類

・高等学校教員普通免許取得者は、免許の写し 1 通

・最終学校の卒業（見込）証明書及び履修証明書 1 通

・実務経験を有す場合、職務経歴書 など 1 通

詳しくは労働政策課までお問い合わせ下さい。

オ 郵便はがき（自分の宛先を記入し52円切手を貼ってください） 1 枚

郵送する場合は、必ず**簡易書留郵便**とし、**封筒の表に「指導員受験申込」と朱書き**してください。

**これ以外の方法による不着の問題については一切対応いたしません。**

## (3) 受付期間

### ア 郵送による申込の受付

平成28年8月8日（月）から受付を開始し、**平成28年9月7日（水）までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

### イ 持参による申込の受付

**平成28年8月8日（月）から平成28年9月7日（水）までの午前9時から午後5時45分まで**受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び祝日は除きます。

## (4) 受験票の交付

採用試験申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付します。

なお、採用試験申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合があります。

また、受験票が9月15日（木）までに到着しないときは、和歌山県商工観光労働部労働政策課まで至急連絡してください。

(注) この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、和歌山県人事委員会事務局及び和歌山県労働政策課において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

## 6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、平成29年4月1日採用予定です。

(2) 勤務地は以下のとおりです。

田辺産業技術専門学院 田辺市新庄町1745番地の2

(3) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 採用時の給料月額は163,200円（平成28年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算されます。

この他、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例第 25 条の規定により、口頭で開示請求することができます。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局（県庁北別館 5 階、和歌山市小松原通 1-1）に請求してください。

試験の種類	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第 1 次試験	第 1 次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月間 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) 午前 9 時 (開示期間の初日は合格発表後) から午後 5 時 45 分まで
第 2 次試験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の総合得点及び総合順位 第 1 次試験と第 2 次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

## 8 その他

- (1) 台風・地震などの非常時は、試験日程等を変更することがあります。
- (2) 試験会場には食堂はありません。昼食、水筒等を持参してください。

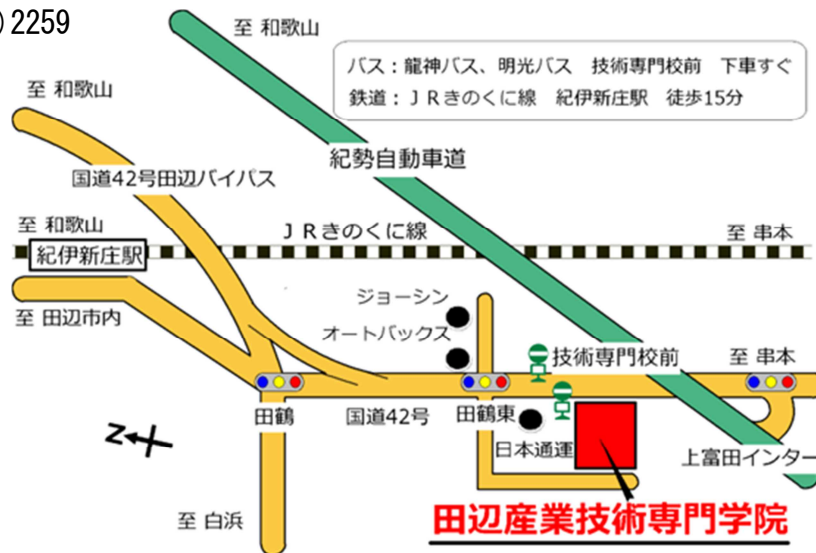
## 試験会場案内図

### 第 1 次試験会場

和歌山県立田辺産業技術専門学院

〒646-0011 田辺市新庄町 1745 番地の 2

電話 0739 (22) 2259



○鉄道 (JR) を利用される場合

JRきのくに線「紀伊新庄」駅下車、徒歩約 15 分

○バス (明光バス) を利用される場合

95 系統「田辺駅前」発「栗栖川」ゆき、または 91 系統「新宮駅」、もしくは 30 系統白浜温泉 (三段壁) ゆきに乗りし「技術専門校前」で下車すぐ

○自動車を利用される場合

紀勢自動車道「上富田インター」から国道 42 号を田辺市方面へ向かい、約 500m